((伝建群だより))

編集·発行

桐生市総合政策部伝建群推進室推進係

Tel 0277-46-1111(内線346,639)

Fax 0277 - 43 - 1001

E-mail denkengun@city.kiryu.gunma.jp

平成23年 9月 1日発行 秋号 11

桐生市本町一、二丁目と天満宮区域の歴史的環境を後世に受け継ぎ、適切な 保存整備を図るために必要な『保存計画(案)』がまとまりました。

後日、説明会を開催いたします。(説明会の日時会場等につきましては別途お知らせします。)

|1.保存計画の基本事項

(1)目的

保存地区の歴史や文化、伝統を後世に受け継ぐため、 桐生新町創設以来の敷地割や織物で培われてきた町並 みを桐生市の文化財として保存及び活用を図るために 必要な事項を定めるものです。

(2)保存地区の名称・面積・区域

名称 桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区

面積 : 約13.4ha

区域 : 本町一丁目及び本町二丁目の全域

並びに天神町一丁目の一部

|2.保存計画の基本方針

桐生新町創設以来の敷地割が継承され、それぞれ の時代ごとに造られた多種多様な歴史的建造物等に よって町が構成されており、町の基点となった天満 宮も近世以来の歴史的環境が残されています。

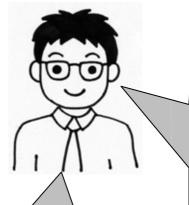
これらの建造物を町の歴史を後世に受け継ぐもの として「伝統的建造物」に定めるとともに歴史的な 環境を「環境物件」に定めて保存に努め、また、「伝 統的建造物以外の建造物」についても、歴史的な環 境との調和に努めることとしています。

保存計画とは

何ですか?

どのようなことが 行われるのですか?





保存計画とは、

- 1 保存計画の基本事項
- 2保存計画の基本方針
- 3保存物件の特定
- 4 建造物の保存整備計画
- 5 その他の整備計画
- 6 所有者等への助成措置

などを定め、適切な保存 整備を行っていくため の計画となります。

所有者の同意を得て

特定します。

保存計画に基き、伝建地 区の保存整備のための 『修理』や『修景』に補 助金が交付され、固定資 産税などの軽減措置もあ ります。また、防災計画 を作成し、安全な保存地 区として、防災施設等整

備や伝統的建造物の耐震

補強などができます。

|3.保存物件の特定

(1) 伝統的建造物(建築物、工作物)・・・・概ね昭和30年中頃以前に建築された伝統的な特性を表して いる「住居、蔵、工場等」や「塀、門、祠等」を特定します。

・・・・・歴史的な環境を形成している「樹木等」を特定します。 (2)環境物件・・・・

~伝建群を目指して~

伝統と創造 粋なまち 桐牛

4. 建造物の保存整備計画について ~ 各基準(案)の考え方~

地区内で新築等を行う場合には、許可が必要となります。

伝建地区で許可が必要なもの

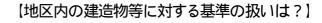


建築物等の新築、増築、改築、 移転又は除却 建築物等の修繕、模様替え又は 色彩の変更(外観の変更) 宅地の造成、土地の形質の変更 木竹の伐採、土石類の採取

申請では、建築物等の主に外観やそ の後の状態が基準に合っているか確 認します。

なぜ許可 が必要に なるので すか?

保存条例に基づき、 保存地区として適 切な保存整備を図 って守っていくた めです。



全ての建造物等 ―

→許可基準に基づく新築等、修繕等、

その他変更等

自分の 家は どっち かな?

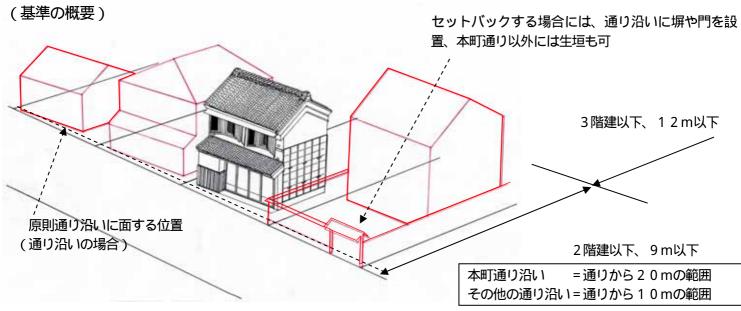
<補助金が交付されるものは>

伝統的建造物(特定物件)は・・・・・修理基準に基づく修理

伝統的建造物以外の建造物は・・・修景基準に基づく修景

許可基準(伝建地区内の全ての建造物(建築物や工作物)等)

許可基準とは?・・・特別な地区として、歴史的な環境を守っていくための最低限のルールです。 地区内にある伝統的建造物以外の一般の建物や工作物を新築もしくは増改築など行う 場合には、外観について以下の事項を守っていく必要があります。

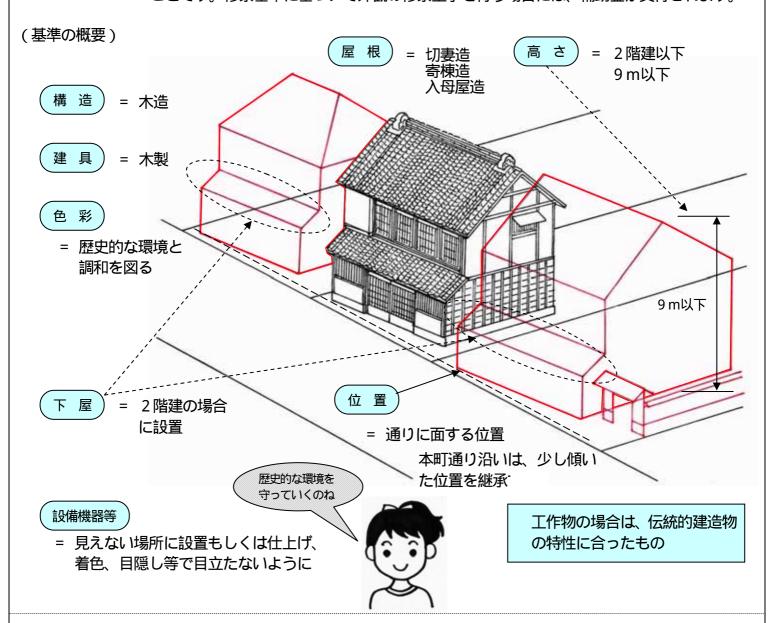


位	置	原則として通りに面する位置(本町通り沿いは少し傾いた位置を継承) 面する位置とすることができない場合には、通り沿いに塀や門、生垣等を設置
高	ੇ ਟ	本町通り沿い (20m範囲) = 2階建以下、9m以下 その他の通り沿い(10m範囲) = 2階建以下、9m以下 天満宮区域 = 2階建以下、9m以下 その他の範囲 = 3階建以下、12m以下
構	造	原則として木造、その他の構造の場合には歴史的な環境との調和を図る
屋	根	原則として2方向以上の勾配屋根、勾配及び材料は歴史的な環境との調和を図る
設備機器等		見えない場所に設置もしくは仕上げ、着色、目隠し等で目立たないように
その	他	歴史的な環境との調和を図る

以下の基準に合った修理・修景工事を行う場合には、補助金が交付されます。

修景基準(伝統的建造物以外の一般の建物や工作物)

修景とは?・・・今後、新築もしくは増改築など行う建物や工作物を歴史的な町並みと調和する外観にする ことです。修景基準に基づいて外観の修景工事を行う場合には、補助金が交付されます。



修理基準 (伝統的建造物、環境物件)



建築物及び工作物

現状維持もしくは復原のための修理

環境物件

現状維持もしくは復原のための復旧

設備機器等

= 見えない場所に設置もしくは仕上げ、 着色、目隠し等で目立たないように



5 . その他の整備計画

管理施設や防災施設、公共施設などの整備を行い、看板や自動販売機を歴史的環境と調和したものへ誘導します。

6 . 所有者等への助成措置

助成制度(桐生市の助成率及び限度額は、以下の内容で検討しています。)

 修理に対する補助	修理基準に基づき特定物件に指定された伝統的建造物の外観の修理や修復、耐震補強な
多理に対する情報	どに際し、費用の一部を補助します。
修景に対する補助	修景基準に基づき伝統的建造物以外の建造物の新築などに際し、費用の一部を補助しま
修京に対9の補助	す。
管理に対する補助	建造物などの保存のため特に必要な防災設備等の設置に際し、費用の一部を補助します。
グランフィーナナーナフ ナギロカ	修理基準に基づき特定物件に指定された環境物件の復旧などに際し、費用の一部を補助
復旧に対する補助	します。

事業の種目	対 象	補助率	補助限度額	備考
修理	建築物	8 0 %	800万円	補助対象は、道路などから見える外観部分(屋根・外壁・建具など)となります。
19 垤	工作物		300万円	
修景	建築物	6 0 %	600万円	
原 京	工作物		150万円	
管 理	伝統的建造物等	9 0 %	100万円	
復 旧	環境物件	5 0 %	5 0 万円	

補助金交付手続き等に関する事項は「桐生市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱」に定めます。

税制優遇(桐生市の地方税に係る優遇内容は現在、以下の内容で検討しています。)

国税	特定物件に指定された建造物と、その敷地に係る相続等の財産について、十分の三を控					
上 一	除した金額により評価します。					
地方税	特定物件に指定された建造物(家屋)及び伝建地区内全ての土地については、固定資産					
上巴ノノ作元	税及び都市計画税を非課税もしくは軽減します。					

種別	対 象	軽減割合	備考
家屋の敷地等	伝統的建造物の敷地	1 / 2	重伝建地区選定後の最初の
(土地)	伝統的建造物以外の敷地	1 / 5	1月1日を基準日とし、
家屋	伝統的建造物	非課税	文部科学大臣の告示後の4月
(建物)	伝統的建造物以外	なし	1日から軽減されます。

軽減措置等に関する事項は「不均一課税条例(税条例の特例を定める条例)」に定めます。

下記までお気軽にお問い合わせ下さい。 保存計画(案)に対するご意見もお願い します。

桐生市 伝建群推進室

0277-46-1111

(内線346,639)

伝建まちなか交流館

0277-22-1122





